

統監府における音楽教育政策の特質

——日本の対韓教育政策論を中心として——

朴 成 泰

Characteristics of music policy under Japanese colonial rule
With special reference to Japanese music education in Korea

Sungtai PARK

(Received September 28, 2001)

はじめに

日露戦争後、韓国の支配権を獲得した日本は1905年第二次日韓協約の締結後、1906年2月には漢城（ソウル）に統監府を設置し、植民地統治の構築を始めた。

教育政策は、統監府組織の学部（文部科学省に準ずる）が統括することになり、音楽教育も学部から管轄した。学部の音楽教育政策はきわめて消極的であったが、抗日的、民族的な唱歌が国民的に歌われ、愛国唱歌教育運動が全国的に展開された。

こうすると学部は、日韓併合直前の1909年に公教育としては、初めて学科課程に唱歌を課した。このような唱歌教育は、開国直後から音楽教育を先行してきたキリスト教主義学校に比べれば、その時期や内容においては比べられないくらい遅れられたものである。

実際、官公立普通学校学科課程（4年制）をみると、唱歌は最後に課された学科であり、それも選択教科に過ぎなかった。

このように、音楽教育が軽視されたり、任意に課されたりする理由は、学部の教育行政が必ずしも制度化されず、韓民族の文化的要求に関心が薄かったところにある。その最大の理由は、統監府施政が日本政府の制度に位置付けられず、日本国内から植民地韓国統治の様々な世論を受けながら、独自の施した部分が多い。

したがって、本稿では、日清戦争及び日露戦争後、日本の対韓教育政策論の分析を通して、統監府の教育政策が韓国音楽教育に、どのような特質をもたらしたかを考察したい。

1. 日清戦争後の韓国教育論

日本が韓国教育に強い関心を見せはじめたのは日清戦争が契機となる。それは1894年7月25日、

日清戦争の勃発直前から、異例に駐韓日本公使大鳥圭介は、教育雑誌『教育時論』第334号（同年7月25日）を通して、韓国政府内政改革に関する要求に教育制度改革も求めている。¹⁾ 日本軍は同年7月29日、初戦である牙山・成歆の清国を敗退すると、日本は韓国政府に内政改革要求を付け、「第5条 一般の学政を約政すべき事」において「一、一般の学政は時宜を参酌して改正し各地方に小学校を分設し童幼を教養すべし 一、小学の設け漸次緒に就かば進んで中学大学を設くべし 一、生徒中の俊秀なる者を撰抜して外国に分遣留学せしむべし²⁾」と示され、内政改革に従来の書堂（寺子屋）、科挙試験などとは異なる小学校、中学校、大学、そして留学も求め、当時としては画期的な教育改革を提案している。

このような日本政府の対韓教育政策と共に、言論界においても精力的な対韓教育政策が唱えられ、『教育時論』第335号（1894年8月5日）は社説を通して、韓国は「西洋風を偏愛……耶蘇教のバイブルを以って、修身の書と定む」「儒教主義を以って、子弟を薫陶し、今日は国粹保存主義」「我国は、既に充分の経験を為したり……朝鮮の為に適當の教育制度を立てしむべき屈強の参考物にして、彼が頑冥の心を啓き、其文明を進むる者は、我日本を置いて夫れ誰ぞや。永く我を東道の主人と仰ぎ、文明の恩人として、尊ぶに至るべきや必せり」「朝鮮が我に依りて、今より掌大の印を捺して、其の疑なきを保証することを得べければ」「朝鮮学政研究会を称するが如きものを設立し」よと呼びかけ、韓国が米国や中国と決別し、日本教育を受けさせる「朝鮮学政研究会」の発足を訴えている。

雑誌『日本』では、「先づ日本のいろはより始め、徐々として改良進歩せしめざるべからず」「今日焦眉の急は得て望むべからず、寧ろ学校にも通弁を置き、訳官を用ひ、以って先づ必要な普通学若くは科学を学ばしめ、速に枢要の地に立つべき人物を作り出さ、るべからず」「一は以て焦眉の急に応じ、一は以て人文の根底より改革せしめざるべからず」「以上は我国より進んで、朝鮮の学制を改革し、朝鮮人をして文明の恩沢に浴せしめ、兼て日本帝国の威徳に服従せしむるは、教育家の義務たることをを陳べたるもの³⁾」と韓国は日本による近代文明と学制改革を促しているが、その根底には教育による韓国支配を述べている。

当時、日本の名士が最も多く集まる東邦協会では、実に様々な意見が出され、「嘉納治五郎氏曰く教科書などを編製して彼の国に送るも方便の一なるへけれと先づ人を派して彼れの国情を詳にし而して後教育上の改革策に及ふは順序ならむ」、日下部三之介は「朝鮮国の教育制度は補修すへきか將た建設すへきか」「朝鮮国に於ては教育上採用すへき文字及文章は如何にするや」「朝鮮国に於ける道徳は如何なる主義に依るへきか」「朝鮮国に於ける学校教育を通俗教育との緩急如何」「伊沢修二氏は云ふ人を派して彼れの国情を探る固より一方便ならむ然れとも目下の場合には能く彼の国の事情に通したる岡倉君に托して一の方案を製し之を原案として議するの優れるに如かさるへしと、三宅雄二郎は「今日の教育社会と観るに殆んど封建割拠の有様を是し」「勅語の謄本を配布するとか或は何々会を組織するとかして末葉のことのみに」「朝鮮は野蛮国なり野蛮人を教育するに何程の方策をか存す」と述べられ、言わば韓国教育に関する「百家争鳴」を彷彿

佛している。⁴⁾

官立日語学校長の岡倉由三郎は⁵⁾ 韓国の教育活動を通して、日本の教育政策のあり方を最も具体的に提示している。彼は「今後如何なる教育を施すべきか。若し日本現時の教育制度を其俣に移植して、専門普通の両学務局を設け、大学、高等学校、中学校、小学校等を設けんとするものあらば、余は其事情に暗きを嘆ずると共に、到底行はれ難きを知るなり」と言いながら、教育のあり方を「差当たり要する所のものは、小学に教師たる人物なり、要路に当りて之が設計に従事すべき人物なり、進んで専門の学問を修めんとする学生なり、此三必要に応ずるが為に、一の簡易中学の如きものを設置せんと浴す、簡易中学の卒業期は、二年位とし、入学者は児童にあらずして、二十歳前後のものにして、能く漢文に達せるものとし、入学試験は漢文を以てすべし」と教師、官僚、学者の確保と簡易中学校の必要性を論じている。

また、「簡易中学の学科は漢文、修身、万邦歴史、地理、地文、理科、数学、外国語等とし、其程度は、漢文は必要に応じて教ふるとし、必要なれば教へざるも可なり。修身は専に立志篇的の伝記談話等とし、殊に理論を忌む、理論は朝鮮人の解し難き所なればなり、道德の標準も、矢張も孔孟の教に取り引例ば四書五経に取るべし、然らざれば学校に来るものなかるべし。万邦歴史地理は極めて大要にて可なり、勿論朝鮮、日本、支那の地理歴史をも含むものと知るべし、地文理科は、何故に雨降か、何故に井を穿てば、水が出づるか位の簡短なるとにて充分なり。数学は勿論、幾何代数等を要せず、算術も比例位にて沢山なるべし。外国語は、覚へ易きとと、目下朝鮮人に必要な知識を包含する二点に於て、余は日本語を主張す、引水我田論なりと云ふもあらんかなれども、然れども支那語は朝鮮人に取りては、日本語より覚へ易からんも、朝鮮に必要な知識を包含せず、英語は知識を包含する点に於て、或は日本語に勝らんも、然れども朝鮮人に取りて、覚へ易からず。此二長を備ふるものは、日本語なり、余の実験よりするも、朝鮮人は善く日本語を解し、大抵一年にして、普通の用を弁ずるに差支なきに至る。且や日本語は、目下朝鮮に必要な知識を包含して余りあり、又何をか疑はん」と簡易中学校の教育内容は近代知識の基礎を勧めており、日本語は近代の要素が豊富に含まれ、その普及は韓国の近代化に最適な言語であると報じている。

そして、卒業生の進路についても言及し、「此簡易中学校の卒業者が出づれば、一部は直に其向々の役人となり。書房の教師となるなり」と述べ簡易中学校は、公務員と教員養成の機能を有していた。「学齢は六七歳より凡八年とし、最初五年位は、女子も同じく学ばしむること、すべし、此年齢を過ぎては、男女の区別ハケ間敷朝鮮の風俗なれば、女子を入学せしめんと浴するも能はざるべし。然して此女子を分離する頃より、漢文の手解位を授くるも可ならんか」は、岡倉が韓国の現地から朱子学儒教を理解し、その教理と教育との関係を述べている。

「簡易中学校を卒業せるもの、中、残れる一部は、实用専門の学問を修むる人なり。此人等の為に、我国の大学の如く、六部科を設け遣るも可ならん、然れども其教ふる所は、学理にあらずして、術なるべし。医科なれば、種痘法を授け、衛生術を受け、目下日本に於て、薬局の仕事と

見做し居るものを与ふれば可なり。工科なれば、橋を架するには斯く、鉄道を敷設するには此くと、単に其術のみを授け速成を旨とすべきなり。所謂实用専門学校の如きものと心得べし。是を我帝国大学と同じものと思ふべからず。若し此学校の卒業生にして、俊秀なるものあらば、之を外国に派遣して、学理を学ばしむるも、未だ決して晩からざるなり」⁶⁾と簡易中学校と実業教育の観点を論じると共に、日本の帝国大学との比較論を展開している。

韓国教育論については、岡倉由三郎が在韓体験から最も詳しく論じているが、岡倉由三郎の韓国教育論をかなり踏襲しならも、対韓教育政策の方向を要目だけ提示したものの、一部の要点を示唆した者が宮澤郡治である。すなわち、宮澤は「(1) 朝鮮教育には、日本国語を用ふべし。(2) 朝鮮中学の程度は、日本尋常中学に、朝鮮大学の程度は、日本高等中学の程度に準ずべし。(3) 朝鮮中学は、師範学校と同処に設くべし。(4) 初等学校(小学校)の教員給料は、国庫より支弁すべし。(5) 道徳は、東洋西洋の倫理を酌量して授くべし。(6) 初等学校の読書は、初に日本の片仮名を教へ、次に漢字交り文をべし。決して漢文を教ふべからず」⁷⁾と示し、日本語教育の重視、学校制度の格下げ、教員養成の軽視は日韓併合後、そのまま実現されている。

とりわけ日本語教育は、対韓教育政策に最重視されるが、当時、日本語教育が実際に何を意味するか、を在韓の中井喜太郎は「それで朝鮮の子弟といふものにどういふ結果を生ずるかといふと生徒の思想に日本的感化を注入するといふことは是は甚だむづかしいことであるやうでありますけれども、兎に角先づ学校附近の韓人をして日本人に敵意を含まないやうにするには著しいことであつて中には同情を表するやうにしたのもある、之は日本人に対して敵意を表したのが、此節は好意を表して貿易に付ても工合が宜いやうになつて、即ち七十何人か其所に這入つて貿易をやつて居る、私か今日申上げるのは之が一番の趣意でありますが国言葉の影響といふものは実に恐ろしいものであつて、日本語学を教ふる結果といふものは、唯今申す通り日本人に敵意を表させぬやうにするのは下策であつて、中策は日本人に同情を表させるやうにするのであります、既に一例を挙げて見れば、鏡城といふ所があるが、三分の二程鏡城の人民が露西亜語を話す、所が其結果只今鏡城の人民は朝鮮の都京城の安危は顧みず、浦塩斯徳の繁栄如何を顧みる、彼等の脳中には朝鮮あるを思はず露西亜あるを知るといふやうになつて来たのである此の如く実に恐ろしい所の国言葉の教授といふものは影響を生するのであります、そこで私が思ふに、朝鮮に於ては日本人の子弟を教育するの必要あると同時に、朝鮮人の子弟を教育するといふことが、日本の国力発展、民力休養といふ上に付て非常に必要であらうと思ふ」⁸⁾と報告しているように、日本語教育は日本や日本文化に親近感を与え、自ら日本理解に結び付く重要な教育活動として有効であることを示している。

このように、日清戦争後の日本の対韓教育論は、模索段階として文明教育、教育制度設計が多く見られており、教育内容、とりわけ日本語教育が注目された。しかし、韓国は開国以来、キリスト教主義学校が普及され、近代思想や近代文明はキリスト教主義学校が先行していた。日本の対韓教育論は、近代文明が含まれた日本語教育のみならず、キリスト教主義学校と対等する近代

思想も求められる時期であった。

2. 日露戦争後の韓国教育論

日露戦争後、韓国は日本の保護国となり、顧問政治が行われると、学部の教育行政と官公立学校の監督はいうまでもなく、私立の民族学校の取り締まりやキリスト教主義学校の教育活動も視察ができる立場になる。

このように、日本は教育行政を掌握すると、日本国内では様々な韓国教育論が叫ばれた。政友会協議委員の重岡薫五郎は、「小学、中学、大学の完全なる設備を教育制度の上に設けて、学者の机上の意見を実行せんと欲するものなきにあらず。余輩は是に対して甚だ簡易なる望みをもつのである、只韓国人民に向つて望む所は、普通教育の程度をもつて満足するのである、只一部少数の人民に向つて高等教育を受けしめんと必要を認めるのであるを以て、小学の設備と高等教育の機関を設くるを以て満足するのである、其の高等教育機関と云ふものも、余り完全なるを求む可からず、大体に於て小学を卒業したるもの、為に、高等的教育を受けしむる目的を以てし、其の教育すべき部門に至つては、或は官吏養成に必要な、或は国の進歩に従つて漸次専門的学業修めしむるは尚ほ幾多の星霜を待たざる可からざるものと思ふ。只朝鮮の教育に対して余輩の最も主張するのは日本語の採用であつて、殆んど総ての教科書は、日本語を以て作り、日本人を教育する如き考へを以て朝鮮教育を施すを以て可なりと信ずるのである」⁹⁾と述べているが、この重岡の韓国教育制度案は、後に統監府・総督府が施した官公立学校の制度と驚くほど一致している。それは、初等教育としての普通学校（4年制）、中等教育としての高等普通学校、農業学校、商業学校（3年制）などからみることができる。

また、重岡は「小学の科程に於いても読、書、数学其他必須的の極めて少数なる科目に止どめ、頗る簡易実用的の教育を施すことを以て足れりと信ずる。聞く所によれば、朝鮮の子弟は相当の教育を施すに至れば、人智の開発に於て黒奴人の如き劣等なる人種にあらずして、或る程度迄は能力を進歩なさしむるの望はあると云ふとである。何れにせよ朝鮮国民として将来出来得る限りは独立自営の途を立てしむるに足るの教育を興ふるを以て可なりと信ずるのである」¹⁰⁾と韓国人には実用教育が必要であり、決して蒙昧、野蛮な民族ではないとその可能性に期待している。

日清戦争後の韓国教育論に日本語教育が散見されるが、日露戦争後も日本語教育が叫ばれ、雑誌『新人』の社説に興味深い内容が述べられている。それは「総て韓国民をして日本を同様の文明を享樂し、日本人と同様の理想を抱懐し、俱に生産的活動的同胞国民として東亜に共存するを以て、韓国教育の窮竟目的とす可し。只之を実現する方法に至りては、素より日韓の国情に必ずべくして、彼我必ずしも画一の制度たるを要せず。是れ吾人が韓国教育者に望む根本の要請にして、上来縷棟したる教育方針も、全く此要請に基礎を置く者なり。而してこの目的を完成せんには、教育上更に幾多の施設を要せん、朝鮮に於ける日本語教育を益々隆昌ならしむると、朝鮮人に新智識を興ふ可き書籍を編纂すると。日本内地に朝鮮人教育の為め特殊の大設備を起すべき

と。是等は最も須要の事項として、朝野の努力を待望しつゝある者也。就中日本語を韓国に普及するは何人も希望して措かざるところなれども、顧みて日本語の現状を觀じ来れば、言文の一致せざる、言語の複雑多様なる、音符文字の缺乏せる、文典の整頓せざる、デアレクトの千差万別なる、日本人自身すらも之が処分に苦しみつゝあるは掩ふ可からざる事實也。而かも吾人は日本語の発達を信じ不朽を信じ格調を信ずる以上、断じて文典の整頓、標準語の制定、国用文字の改革を根本的に行はざる可からず。改革の時期は遅くも今後四五年を出づ可らず、然らずんば恐く一世紀の事功を過たん。是れ確かに韓国教育の一大準備と見る可き者たれば也。若し今日にして日本の有識者が滿腔の同情を韓国教化の大業に麗ぎ、上来縷述の大方針依つて、是等当眼の問題を解決し、朝鮮民族を挙げて、文明の徳沢を感謝するに至らしめば、是れ豈に日本国民最大の光榮に非ずや¹¹⁾と日本が東アジアに政治的、軍事的影響を与えるためには、日本語の完備が前提条件になることを示している。これは対韓日本語教育においても言語学確立を求めているが、この論調は戦勝国日本が母国語の欠陥を率直に認め、その改善を促す態度は珍しいものである。

日露戦争後、韓国教育政策は日本語教育と共に、実業教育もきわめて重視された。それは、当時、韓国教育において最高責任者としての学政参与官幣原坦は「専門的教育ニ至リテハ農商工学校ノ整理稍其中ニ顕著ナルヲ見ル是レニハ財政方面ニ於ケル實際ノ施設上此種ノ学校ノ卒業生ヲ需要スルコト漸ク急ヲ告ゲ学政改善ノ理想ト暗合シテ以テ其進捗ノ速力ヲ倍加シタルカ故也是ニ於ケ乎従来混沌トシテ帰適スル所ヲ知ラザリシ農商工学校ノ内容ハ遽ニ画然タルニ至リ各科鼎立シテ専門ノ教師ヲ得学科ノ程度ハ素ヨリ初歩ヲ出ツル能ハサルモ教科ノ整頓漸次其緒ニ就キ将来ノ開展想像ニ難カラズ天然ノ利用ニ有望ナル此国に於テ来タ農事試験場ノ設置ナキハ一恨事トス是レ農商工学校ニ附属シテ農事試験場ヲ創設セル所以也試験場ハ東大門外ニアリ這般ノ事業ハ当国ニ於ケル最初ノ経験ナルカ故ニ多少ノ誤算ニ加ハリ経営ノ進行ヲ困難ナラシメタルニ係ラズ土地ノ撰定夙ニ成リ疆域ノ測量功ヲ竣ヘントシ今ヤ其一部ニ建築物ヲ起サントス¹²⁾と日本政府に報告した幣原は、韓国の実業教育においては、従来韓国政府が目指した実業教育の全般に関わる農業、商業、工業は否定し、統治政策と産業条件から農業教育に重点を置くことになる。

この農業教育の重要性は、青木寛吉も韓国教育の方針として「韓国の大問題は弊政改革と富力涵養は日本の貿易振興に必要である。富力涵養の基礎は全く教育に在る。そのためには農事改良の教育を主案としたい。韓国は農業に適している。一郡に一校の日語学校を設立し、其の附属として小規模なる農業試験所を設くべしと。学生の心を農業に向はしむ¹³⁾ことになり、農業教育は日本語教育より重視され、教育の本来目的である人間形成とはかけ離れつつあることがわかる。ところが、学部次官俵孫一は、青木の農業教育最重視論に対する反論として日本語教育最重視論を提示すると、青木はその反論として「初等教育に重きを置いて漸次其の上々と歩を進むるは、社会の状態が余程整頓してからの話である」「韓国目下の急務としては先づ主として青年以上の者の教育に力を注ぐべく、而して其の教育には富力涵養を目的としたる科目に向て重きを置かなければならんと思ふ」「日本語教育を主張する理由。第一我国は日本語を韓国に普及せしむるの

権利あること、第二日本語にあらざれば指導啓発の実を挙ること能はざること、第三日本語を普及せしむるにあらざれば主客顛倒すること」「普通教育を受けた其の時は、外国にも関係するやうな」「随分危険な時であるを覚悟しなければならぬ」¹⁴⁾と主張したが、要するに、韓国教育行政においては日本語教育と農業教育が欠かせない教育であることを物語っている。

このように、対韓教育政策における教育内容論が叫ばれる間に、教育目的論そのものが台頭した。その代表的な論争が衆議院議員竹越与三郎と京城日語学校教師田中玄黄との展開である。

まず竹越は「教育に依つて自国通りに同化仕様といふ事はこれ到底できない」「文字あるが為に四圍の境遇に不平を懷き、文字あるがために労働を賤み、従に頭のみ発達して手足の発達しないもとなる」「同化病患者」「土人に教育を施すという事は土人をして本国に反抗せしむる所以である」「ただ長き歲月の間に善政良法を施して事実を以て示す外は無いのである。徒らに教育の空想に驅らせて、学校を建て韓人を教育しやうとするのは、適々以て彼等に慷慨悲憤の情を催ふす事を教ふるに過ぎぬであらうと思う。学校を開き教育を施さんとするは確かに自殺的挙動」「農業牧畜の教育を施し」「教育は朝鮮を開発する所の農業生活の人文が或る程度に達した時、其花として開くもの」¹⁵⁾として韓国人には学校教育を行っても、文明開化は不可能と見ている。

これに対して田中は、「竹越氏の杞憂としている、教育普及の結果韓国民が独立自尊の氣風を養ひ自国の地位を見て慷慨悲憤の情を起さしめるとの論は、我々教育者より見ては別問題で敢て子輩の嘸々する限りでは無い何となれば日本が韓国に施した善政良法の功績と、教育のお蔭で韓国民が自己の幸福を享くることが出来るやうになつたなるか或は又永久日本を徳として日本擁護の下に甘じて居るかは、日本の政治家の手腕の如何に在つて存するので、其点に於ては教育を云為して論ずるのは、畢竟お門違の管見だ」¹⁶⁾と指摘しながら、田中自身の韓国教育観を「韓人の教育は温良従順な国民に仕立るのが第一で、職業を神聖なるものとして労働を圧はぬ風を養成するが第二、常識を発達せしめると云ふことが第三で、之を鼓吹するが為めに日本語の普及を計り、日本語のお蔭で日本の徳風に感染する様にする方針でやりつゝあるので、決して日本国民と同様のものに教育しやうといふのではない事を明かにしておく」¹⁷⁾という。この論争は紙面関係で極一部分だけ取り上げているが、結局、竹越も自己主張に留まり、田中も現地当事者としての弁論を展開しているが、大同小異の論理に過ぎない。また、田中の「温良従順」は隈本繁吉の朝鮮教育令草案に使われた「順良なる臣民」、そして第一次朝鮮教育令の「忠良なる臣民」と近似している。

このように、日露戦争後の韓国教育論は、韓国を完全に支配した日本が対韓教育政策の理念を根本から見直し、日清戦争後のように、教育行政、教育制度などの構想に止まらず、日本語教育、実業教育、そして簡易学校などより具体的な教育論が唱えられたことが特徴である。

3. 統監府の対韓音楽教育政策

日本の植民地統治は、一般に日本政府が直接関与していたと考えられているが、実際は当地の

統治機関が全権を持っていたと言えよう。朝鮮総督府時代においては朝鮮総督が全権を握り、きわめて重要な法案の一部などは、日本の枢密院で審議されるだけであった。特に日韓併合以前の統監府時代においては、すべての政治が統監完結の体制であった。その背景は、初代統監伊藤博文、第二代統監曾禰荒助、そして第三代および初代朝鮮総督寺内正毅などは、山口県出身として明治維新の中心人物で構成され、政府の行政関与は存在しなかったことが重要な理由である。日本における韓国支配はロシアの報復戦争を恐れながらも、保護政治による軍事、産業などに主力した。

とりわけ教育政策は日本語教育、実業教育に重点が置かれ、植民地教育の根幹を占める教育であり、統監府、すなわち学部（文部科学省に準ずる）の教育政策は日本政府の関与を受けず、韓国独自の学校教育が行われた。

最初の日韓音楽交流は、1881年11月『東京日日新聞』に「今度来航の韓人李銀突氏は教導団へ通学して歩兵科の喇叭を修行したき日陸軍省へ願ひ出て許可を得られたり」¹⁸⁾「李銀突氏は是まで日々一人特別に喇叭の教授を受居たるは当今は至ては其技大に上達したれば教導団生徒と同時に稽古するを、なりたり」¹⁹⁾「同団へ志願にて歩兵喇叭を通学せし朝鮮人李銀突は卒業に付き証状を授与せられたれ帰国したり」²⁰⁾と報じられ、強制開国（1876年）直後から、器楽音楽による日韓音楽交流が行われている。

一方、韓国国内においても「去る天長節の夜朝鮮京城領事館に宴会を開きし折日本語学校の生徒なる朝鮮の少年十数名は教師長島巖次郎氏に伴はれ其席上に起て一斉に『君か代』の一曲を唱へしかは満場の喝采破る、ばかりなりし」²¹⁾と伝えられ、日本を象徴する『君か代』が歌われている。

第二次日韓協約後、1906年8月27日勅令第44号「普通学校令」が公布され、「教科及編制」においては、第6条に「普通学校ノ教科目ハ修身、国語及漢文、日語、算術、地理歴史、理科、図画、体操トシ女子ノミ手芸ヲ加 時宣ニ依リ唱歌、手工、農業、商業中ノ一科目或幾科目ヲ加フルニテ得」となり、音楽は随意教科に過ぎなかった。前述のように、「普通学校令」も日本の文部省や内閣に審議されることなしに、もっぱら統監府、とりわけ学部の日本人官僚によるものである。

唱歌教科が随意教科になった理由は音楽教科書、楽器、教師の不備である。学部は唱歌教科の正常化を1907年頃から官公立普通学校にオルガン、音楽教師、1910年唱歌教科書などの整備に着手した。

これらの音楽教育に関する整備は、まず音楽教師の確保が重要課題となり、1907年4月19日『万歳報』によると、日本から音楽教師の小出雷吉が官立漢城師範学校に赴任し、学部に「ピアノノ、オルガンなどの音楽器具を購入」したいと求めている。小出は官立漢城高等女学校の音楽教育に関与し、翌年6月には同校の音楽教育のために日本にピアノなどの楽器を注文している。²²⁾また、学部は音楽教科書の編纂以前に、官公立学校の《運動歌》を「大韓帝国の光武日月富強安

泰は 国民教育普及に専材する われわれは徳を磨き智能を啓発し 文明開化の先導者になろう
 内心外体康健が一大清福なり 学徒時代に勉強して学問を深め 運動季節に運動して血脈流通
 させ 勇壮な精神で校門を出よう²⁶⁾ と定めた。

学部における音楽教育政策が本格的に論議されたのは1908年7月、漢城から開かれた「第二回
 官公立普通学校教監会議」(以下、教監会議)である。

この会議は、まず教育内容に関する議題は、公立義州普通学校教監湯本が「余ハ先年四月赴任
 以来試ミニ唱歌ヲ課セシニ生徒ハ非常ニ喜ビテ之ヲ習ヘリ、歌詞ハ師範学校教員ニ依頼セシガ排
 日思想防止トナリ。又教科トシテ興味アリタシ、サレバ此ノ過度時代ニ適セル簡便ナルモノヲ作
 リテ配布セラレナバ好果アルベシ義州地方ハ耶蘇学校ノ歌ヤ、守備隊ノ日本鉄道歌、征露軍歌等
 城内ニ流行セル故早ク適当ナルモノヲ作りテ歌ハセタシ御賛成アリヤ便宜ヲ与ヘラレンコトヲ望
 ム²⁴⁾」とされ、音楽教育は日本唱歌を教えることにより、賛美歌や軍歌を歌わせない機能を有す
 ると論じている。これは音楽教育の教材論として検討されたものである。

会議の主宰者である学部書記官隈本繁吉は、唱歌教育が「便宜上ノ意味ナリヤ或ハ必須科トシ
 テ課スル趣意ナリヤ²⁵⁾」と、いきなり唱歌教育の必須科が問われることになる。

公立江鏡普通学校教監小佐々は「必須科トナスノ必要条件及理由ヲ陳述セン、国民教育上之ヲ
 必要トスルハ既ニ定論アリ時期ノ如何ヲ一考スルノミ、人文夙ニ開ケ古キ歴史ヲ有セル故其中ヨ
 リ材料ヲ採ルモ可ナルベシ或ハ国語読本中ニ韻文交リアルヲ以テ之ヲ材料トナスモ可ナルベシ、
 幼年児童ハ体操ノミニテハ興味薄シ課セザルベカラス而シテ歌詞ナケレバ遊戯モ面白カラザルナ
 リ又或ル遊戯ノ如キハ歌詞ナキトキハ全ク課スルコト能ハズ²⁶⁾」と国語と唱歌、体操と唱歌など
 の合科教育が示され、狭い概念とはいえ、当時としては画期的カリキュラム論を展開している。

こうすると、公立水原普通学校教監山崎は「先決問題トシテ楽器ノ必要アリ学部ニ於テハ一時
 ニ五十箇以上の楽器ヲ購求シ各校ニ分与セラレンコトヲ希望ス経済上ヨリ許シ得ルヤ、又歌詞ノ
 ミナラズ歌曲ノ撰定ヲナサルベカラス我校ニ於テモ二年級以上ニハ課シ居レルガ準備ノツキ次第
 必須科トセラレンコトヲ希望ス²⁷⁾」と唱歌科の必須科を前提に、教材は従来の既成旋律に新たな
 歌詞付けのみならず、新たな楽曲を求めている。

さらに、公立水原普通学校教監山崎は「師範卒業生ハ善ク唱歌ヲ教授シ得ルノ能力アリヤ²⁸⁾
 と官立漢城師範学校卒業生において唱歌教育の力量を尋ねている。これに対して同校学監増戸は
 「師範学校ニテ音楽ヲ始メテ設ケシハ昨年五月音楽教師就任以来ノコトニテ其後間モナク休暇ト
 ナリ真ノ教授ハ九月ヨリナリキ、日本ニテハ小学校幼稚園否家庭ニ在ル中ニテ母姉ヨリ聞キ幾分
 音楽ノ觀念ヲ養ハレアルモ当国ノ師範生ハ之レト異ナリ全ク素養ナキ為メ音階ヲ正スニモ一ヶ月
 以上ヲ要ス而モ尚ホ十分ナラズ歌詞ヲ教授シ始メシハ十月末カ十一月ナラン、本年ハ本科卒業二
 十九名アレド昨年九月以来僅カニ学期間修業セシノミナレバ教授ノ能力ナシ大体唱歌ハ如何ナル
 モノナルカヲ心得タルニ過ギス同時ニ卒業シタル速成科ノ副訓導ハ期間短クシテ唱歌ヲ教ヘサル
 故全ク出来ズ、今師範学校ニテ教フル唱歌ノ材料ハ成ルヘク韓国人ノ作ヲ採リタク又俗歌等ヨリ

モ採ラントシテ苦心シ居レリ、サレド音楽教師等モ韓語ニ熟セズ今ハ日本文ヲ韓文ニ訳シ之ヲ詩ニ直シ曲ニ当テ、歌ヒ居レリ又国語読本中ノ韻文ニ曲譜ヲ付シ練習シ居レリ現時師範ノ音楽科ハ初歩ヨリ為シ来レルガ能ク研究シテ今後ノ卒業生ニハ教授シ得ル様致ス考ナリ」²⁹⁾と報告され、小出が1907年5月に官立漢城師範学校に赴任しても、唱歌授業は同年7～8月から行われ、その歌唱教材は韓国題材を採用したことが特徴である。唱歌教科書や楽器などの不備で唱歌教育は不振したが、第二次日韓協約後、キリスト教主義学校などから激しい愛国唱歌教育運動が全国的に展開されたことを想起すると、小出を中心とする独自の官立学校音楽教育は、その影響力や存在感はさほどなかったとみられる。

公立鎮南浦普通学校教監大山は「之ハ最早時期ノ問題ノミト信ズ即チ何時ヨリ必須科トナサンカト云フニアラン、自分ハ隆熙四年度ヨリトシ夫レ迄ニ学部ニ於テモ楽器ヲ購入サレテ配布アリタシ」³⁰⁾と求めている。大山は、唱歌科の必須科は当然のことであり、1910年度からオルガンやピアノの購入を求め、一つの区切りを付けている。しかし、唱歌科が必須科になることはなかった。

また、儀式音楽も取り上げられ、公立群山普通学校教監桑島は「師範学校ニハ国歌ノ如キモノ撰定サレ居ルヤ」³¹⁾と韓国国歌の問題が論議される。増戸は「国歌ノ如キモノナシ、唯京城ノ学校ニテハ一般ニ運動会、祝祭日等ニ歌フモノアレドコハ単調ナル故近キ将来ニ一層趣味アルモノヲ撰定シテ歌ハシメント欲ス」³²⁾と述べられ、国歌は存在していないと答弁している。確かに、当時、愛国唱歌教育運動による愛国歌が私立学校から多く作られ、あらゆる学校行事に歌われ、ほとんどの韓国人はそれらを国歌として認識していた。

さらに、日本軍楽隊の生み親であるドイツ人エッケルト (Eckelt) は、韓国政府の招聘で1901年に渡韓し、軍楽隊創設と指導に携わったが、韓国政府は彼に国歌作曲を依頼し、1905年に国歌《愛国歌》が作曲され、公式に国歌として公布されたものもある。ただし、エッケルト作曲《愛国歌》は、旋律だけをみても音域があまりも高くて器楽以外には一般に歌われるものではなかった。³³⁾ おそらくエッケルト作曲《愛国歌》が広く歌われなかったため、増戸には愛国唱歌にみられる《愛国歌》以外に韓国国歌は不在と認識されたようである。

このように、統監府は学部を中心として韓国の音楽教育に深く関与していたが、唱歌という歌唱教育を中心に検討された。その唱歌教育は小出雷吉の官立漢城師範学校への赴任が唱歌教育に関する本格的議論のきっかけとなっている。しかし、小出の来韓と教監会議は、その背景にある私立学校の愛国唱歌教育運動と公教育の音楽教育との緊張関係から生み出されたものと言える。

おわりに

日韓の近代教育関係は、日清戦争直後から見られ、政治的優位を獲得した日本は韓国教育改革論を唱えたことから始まった。それは、儒教教育をめざしてきた韓国には異質文化であり、日本は近代文明を与えると認識する部分が見受けられる。とりわけ日本語は近代文明を形成する言語

として強調されたことが特徴である。

東アジアの秩序を変革させた日露戦争の結果は日本の韓国支配となり、その教育論は日清戦争後の日本語教育重視論だけではなかった。当時の対韓教育論は量的質的にみても日清戦争とは比べられない論調である。学校制度論、教育内容論などが主流をなしているが、日韓併合後、とりわけ太平洋戦争時代のように日本臣民論は全く見られない。

日露戦争後の教育論は日本語教育というまでもなく、実業教育が大きく叫ばれた。それは、学政参与官幣原坦の韓国教育改良案、田中と竹越の韓人教育論、青木寛吉の農業教育論などである。

本稿では、音楽教育史を対象にしながらも、あえて対韓教育論に多くの紙面を割愛した理由は、従来、音楽教育史のみを触れ、音楽教育史全体像が見えにくかったから、新しい試みをしたのである。

その結果、対韓植民地教育は日本語教育と実業教育が最重視され、音楽教育は関心が薄かったが、日露戦争後、愛国唱歌教育運動が猛烈に展開されると、統監府は音楽教育の必要性を認識し、ようやく唱歌教科が課されたことをより広い視野から観望することができた。そこから得られた重要な成果は、当時、韓国の教育行政や音楽教育政策は、日本政府の管轄に置かれず、全く統監府、とりわけ学部の全権で行われたことが明らかになった。

注

- 1) 「朝鮮の学制を改革する方針何如」(『教育時論』第334号、1894年7月25日) 8～9頁。
- 2) 「社説」(『教育時論』第335号、1894年8月5日)。
- 3) 「三宅雄二郎氏の朝鮮教育談」(『教育時論』第336号、1894年8月15日) 8～9頁。
- 4) 「東邦協会と朝鮮」(『教育報知』第436号、1894年8月25日)。
- 5) 岡倉由三郎は、英語学者、天心の弟であり、東京高等師範学校、立教大学教授を歴任すると共に、英語の基礎教授に尽力した。
- 6) 「朝鮮の教育制度を如何すべき」(『教育時論』第338号、1894年9月5日)。
- 7) 「朝鮮教育改良案」(『教育時論』第343号、1894年10月25日)。
- 8) 中井喜太郎「朝鮮に於ける本邦居留民の教育」(『教育公報』第268号、1903年2月15日) 19～20頁。
- 9) 政友会協議委員重岡薫五郎「韓国の教育を起せ」(『教育界』第3巻第12号、1904年8月3日) 106～107頁。
- 10) 同上書106頁。
- 11) 「韓国教育の方針」(『新人』第6巻第5号、1905年5月1日) 9～10頁。なお、この記事は注目され、『中央公論』(第20巻代6号、1905年6月1日)にも転載された。
- 12) 幣原坦「韓国学政改善概況進達ノ件」(『日本外交文書』751、1905年12月8日)。
- 13) 青木寛吉「韓国教育の方針」(『教育界』第6巻第11号、1907年9月3日) 16～18頁。

- 14) 青木寛吉「韓国教育の方針に就て俵次官に質す」(『教育界』第7巻第2号、1907年12月3日) 26頁。
- 15) 「韓人教育に就ての謬見」(『教育時論』第746号、1906年1月5日) 15～17頁。
- 16) 田中玄黄「竹越氏の韓人教育論を読む」(『教育時論』第750号、1906年2月15日) 5～7頁。
- 17) 同上書7頁。
- 18) 『東京日日新聞』1881年11月21日。
- 19) 『東京日日新聞』1882年1月28日。
- 20) 『東京日日新聞』1882年9月30日。
- 21) 「朝鮮の少年『君か代』唱ふ」(『音楽雑誌』第39号、1893年12月1日) 17頁。
- 22) 『皇城新聞』1908年6月21日。
- 23) 『皇城新聞』1907年4月26日。
- 24) 「協議事項及協議ノ概要」(学部『第二回官公立普通学校教監会議要録』1908年7月) 77～78頁。
- 25) 同上書。
- 26) 同上書。
- 27) 同上書78頁。
- 28) 同上書。
- 29) 同上書79～80頁。
- 30) 同上書80頁。
- 31) 同上書。
- 32) 同上書。
- 33) 朴成泰「韓国近代音楽教育史における「愛国唱歌教育運動」の意義—日本の対韓音楽教育政策を背景として」(日本音楽教育学会『音楽教育学』第24—2号) 37～50頁。